

社会福祉法人 花友会

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

① 身体的虐待	利用者の身体に外傷が生じ、また生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
② 性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、また利用者にわいせつな行為をさせること
③ 心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、または不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと
④ 放棄・放任	利用者に必要とされる支援や介助を怠り、生活環境・利用者の身体や精神状態を悪化させること
⑤ 経済的虐待	利用者の財産を不当に処分することその他の利用者から不当に財産上の利益を得ること

2. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであるという認識のもと障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束を行わない療育の実施に努める。

個々の心身の状況や障がいの特性を理解した上で、身体拘束を行わない療育を実施することが原則であるが、例外的に以下の3つの要素を全て満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

① 切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しくたかいこと
② 非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時的	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下、「委員会」という。）に関する事項

① 委員会の設置及び開催について

虐待防止及び身体拘束等の適正化に努める観点から委員会を設置する。委員会は、年1回以上開催し、次のことを協議する。

- ・虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針整備に関すること
- ・虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に資への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 委員会の運営責任者及び担当者

委員会の運営責任者は管理者とし、担当者はサービス管理責任者の他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し、構成する。

4. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

① 職員研修の実施について

虐待防止及び身体拘束等の適正化のための職員研修を年1回以上及び新規採用時にオリエンテーションの中で実施する。

② 研修内容について

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき権利擁護及び虐待防止、身体拘束の適正化を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

5. 事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

① 職員等が利用者への虐待を発見した場合、虐待防止責任者及び虐待防止担当者、更には市の福祉課に報告する。

② 相談や報告があった場合、虐待防止担当者は報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じて関係者から事情を確認する。

③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求めて必要な措置を講じる。

④ 上記の対応を行ったにもかかわらず改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市の福祉課、外部機関に相談する。

⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ

発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市の福祉課に報告する。

6. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には速やかに市の福祉課に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず厳正に対応する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市の福祉課及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

7. 身体拘束時の報告・対応に関する基本方針

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する。

① 委員会（カンファレンス）の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、管理者、サービス管理責任者、ケース担当者、参加可能な職員が集まり、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。身体拘束を行う選択をした場合は、拘束の内容、目的、理由、時間帯、期間等について検討し、利用者本人、家族に対する説明書を作成します。

② 利用者本人や家族に対しての説明

管理者またはサービス管理責任者が様式1をもとに身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者本人・家族等へ経過および利用者の状態等を説明し、再度、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、様式2を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由を記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存し行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束の解除

上記の記録と再検討の結果、身体拘束の３要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

８．苦情解決体制の整備

保護者及び利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置、その他必要な措置を講ずるものとする。

９．当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面とし備えておき、利用者やその家族等からの求めに応じ、閲覧に供するものとします。またホームページに掲載し、公表することとします。

附則

本指針は、令和 ４年 ４月 １日から施行する。